

○あわら市公共工事の前払金に関する要綱

平成25年3月15日

告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条第1項の規定による、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事（以下「工事」という。）に要する経費の前金払について必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象、率等)

第2条 市長は、工事の請負者（以下「受注者」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該区分に定める割合を上限として前金払をすることができる。

- (1) 請負代金額1件130万円以上の土木建築に関する工事（次号に掲げるものを除く。以下同じ。） 請負代金額の4割
- (2) 請負代金額1件300万円以上の土木建築に関する工事の設計、調査及び測量並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造 請負代金額の3割

2 前項の規定にかかわらず、材料支給を伴う工事で、請負代金額に支給材料相当額を加えた額に対する支給材料相当額が4割以上となるものについては前払金を支払わないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定により前金払をした土木建築に関する工事のうち、次の各号のいずれにも該当し、かつ、市長が必要と認めるものについては、受注者に対し、同項の規定により支払う前払金（以下「前払金」という。）に追加して請負代金額の2割を超えない範囲内で前金払をすることができる。ただし、部分払（あわら市契約事務規則（平成16年あわら市規則第46号。以下「契約規則」という。）第56条に規定する部分払をいう。以下同じ。）を請求した後においては、この限りでない。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 前項の規定により前金払をする請負代金（以下「中間前払金」という。）の支払を請求しようとする受注者は、あらかじめ、中間前払金の支払対象者に該当することについて、市長の認定を受けなければならない。

（前払金等の支払限度額等）

第3条 前払金の支払限度額は、1件の工事（土木建築に関する工事を除く。）につき6,000万円とする。

2 前払金又は中間前払金（以下「前払金等」という。）の額に10万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（中間前払金の申請手続）

第4条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、中間前払金に係る認定請求書（様式第1号）及び工事履行報告書（様式第2号）を契約担当課に提出するものとする。

2 契約担当課は、前項の認定請求書が提出されたときは、第2条第3項の要件を満たしているか否かを調査し、中間前払金の支払対象者に該当すると認められる場合は、中間前払金に係る認定調書（様式第3号）を受注者に通知するものとする。

3 契約担当課は、前項の調査により、中間前払金の支払対象者に該当すると認められない場合は、中間前払金に係る不認定調書（様式第4号）を受注者に通知するものとする。

4 前2項の規定による通知は、提出書類の受領の日から7日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

（保証契約証書の提出）

第5条 前払金等の支払を請求しようとする者は、法第2条第4項に規定する保証事業会社と、工事請負契約において定めた工事完成期限を保証期限とし、保証契約（同条第5項の保証契約をいう。以下同じ。）を締結しなければならない。

2 前項に規定する者は、保証契約を締結したときは、遅滞なく、その保証契約証書を市長に寄託しなければならない。

(特別な契約事項)

第6条 前払金等に係る工事の請負契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 前払金等は、請負人が前2条の手続を完了した後に請求できるものであること。

(2) 契約金額の変更に伴う前払金等の追加払又は返還に関すること。

(3) 前払金等を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充ててはならないこと。

(前払金等の支払)

第7条 市長は、適法な前払金等の請求書を受理したときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払うものとする。

(前払金等の追加又は返還)

第8条 受注者は、契約の変更等によって請負代金額が著しく増額された場合は、その増額後の請負代金額に第2条第1項に規定する割合(中間前払金の支払を受けることができるときは、当該割合に第2条第3項に規定する割合を加算した割合)を乗じて得た額から受領済みの前払金等の額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金等の支払を請求することができる。この場合において、第3条及び前条の規定を準用する。

2 受注者は、契約の変更等によって請負代金額が減額された場合において、受領済みの前払金等の額が減額後の請負代金額に10分の5を乗じて得た額(中間前払金の支払を受けているときは、10分の6)を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内で市長が指定する日までにその超過額を市長に返還しなければならない。この場合において、市長は、返還すべき期間内に部分払又は部分引渡しによる請負代金の支払をしようとするときは、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

3 前項の超過額が相当の額であって、かつ、前払金等の使用状況から返還を求めることが著しく不相当であると認められるときは、市長と受注者とが協議して返

還すべき額を定めることができる。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が調わないときは、市長が当該返還すべき額を定める。

- 4 第2項の規定により前払金等を返還すべき場合において、受注者が返還期限までに当該前払金等を返還しないときは、その返還されない額につき、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、契約規則第61条第1項に規定する割合（年当たりの割合は、<sup>じゆん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。第11条第2項において同じ。）で計算した額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を遅延利息として徴収するものとする。ただし、当該計算した額が100円未満であるときは、この限りでない。

- 5 第1項又は第2項の規定により前払金等を追加払し、又は返還すべき場合において、残工期が30日未満であるときその他市長が認めるときは、前払金等を追加せず、又は返還させないことができる。

（保証契約の変更）

第9条 受注者は、前条第1項の規定により前払金等の追加払を請求しようとする場合は、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証契約証書を市長に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、請負代金額が減額されたことにより保証契約を変更したときは、変更後の保証契約証書を直ちに市長に寄託しなければならない。

- 3 受注者は、前払金等の額の変更を伴わない工期の変更が行われたときは、直ちにその旨を保証事業会社に通知しなければならない。

（前払金等の使途制限）

第10条 前払金等は、当該前払金等に係る工事に必要な経費以外の経費に充当してはならない。

（保証契約の解約等に伴う前払金等の返還）

第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前払金等を返還しなければならない。

- (1) 保証契約を解約したとき。
- (2) 請負契約を解除したとき。

2 前項の場合（市長の責めに帰すべき事由によって請負契約を解除した場合を除く。）においては、前払金等の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に契約規則第61条第1項に規定する割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の損害金を併せて納付しなければならない。ただし、当該計算した額が100円未満であるときは、この限りでない。

3 前2項の場合において、当該工事の既済部分があるときは、既に支払った前払金等に前項の損害金を加えた額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

（債務負担行為に係る契約の前払金等の特則）

第12条 債務負担行為に係る契約の前払金等についてのこの告示の適用については、第2条第1項から第3項まで、第8条第1項から第3項まで及び第9条第2項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超えた額を控除した額）」と、第2条第3項ただし書中「部分払」とあるのは「当該会計年度において、部分払」と、同項第1号及び第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度における工事実施期間」と、同項第2号及び第3号中「当該工事」とあるのは「当該会計年度における工事」と、第3条第1項中「支払限度額」とあるのは「当該会計年度における支払限度額」と、第5条第1項中「工事完成期限」とあるのは「工事完成期限（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、第8条第1項及び第2項中「前払金等の額」とあるのは「当該会計年度に係る前払金等の額」と、同条第5項中「残工期」とあるのは「当該会計年度における工事実施期間の残工期」とする。

2 債務負担行為に係る契約において、契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）については前払金等を支払わない旨が設計図書に定められているときは、受注者は、契約会計年度に係る前払金等の支払を請求することができない。

3 債務負担行為に係る契約において、契約会計年度の前払金等に翌会計年度分の

前払金等を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、同項の規定による読替え後の第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に、翌会計年度に支払うべき前払金等相当額を含めて支払を請求することができる。

4 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、読替え後の第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、前会計年度末における出来高が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金等の支払を請求することができない。

5 前項に規定する場合において、受注者は、前項の出来高が同項の出来高予定額に達するまで前払金等の保証期限を延長しなければならない。この場合においては、第9条第1項の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

中間前払金に係る認定請求書

あわら市長 様

受注者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、名称及び代表者）

下記の工事に係る中間前払金の支払対象者に該当することの認定を受けたいので申請します。

記

- |   |         |      |       |    |
|---|---------|------|-------|----|
| 1 | 工 事 名   |      |       |    |
| 2 | 工事場所    | あわら市 |       | 地係 |
| 3 | 契 約 日   |      | 年 月 日 |    |
| 4 | 契 約 金 額 | 金    |       | 円  |
| 5 | 工 期     | 着 工  | 年 月 日 |    |
|   |         | 完 成  | 年 月 日 |    |

添付書類

- 1 工事履行報告書（様式第2号）
- 2 工程表
- 3 工事写真（着手前・現況）

（注）

- 1 継続費及び債務負担行為に係る契約の場合は、契約金額の欄に各年度の出来高予定額を記入すること。
- 2 主任監督員へ提出すること。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

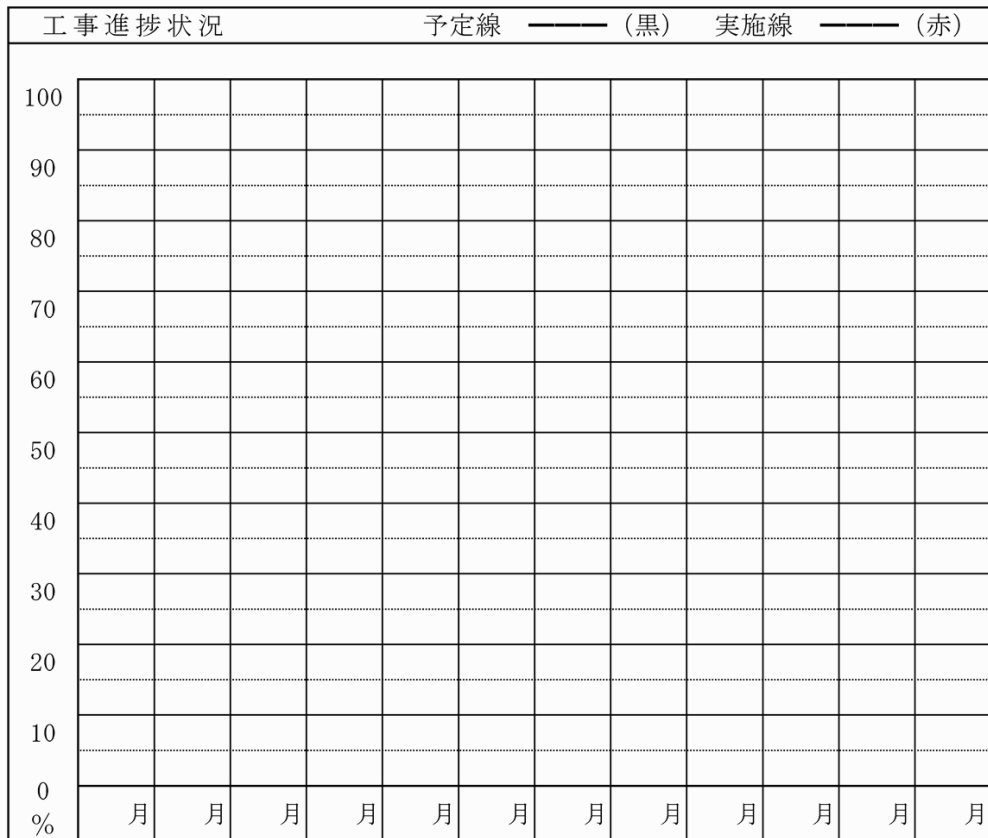
監督職員 様

受注者  
現場代理人

印

工事履行報告書  
《 月分》

- 1 工事名
- 2 工事場所 あわら市 地係
- 3 請負代金額 金 円
- 4 工期 着工 年 月 日  
完成 年 月 日





工 種	種 別	①構成比%	②工事進捗%	①×②%	摘 要
	合 計	100.00%			

注1 構成比は直接工事費の金額にて計算すること。  
注2 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入すること。

様式第3号（第4条関係）

年 月 日

中間前払金に係る認定調書

様

あわら市長

下記の工事について、中間前払金の支払対象者として認定します。

記

- |   |         |      |   |    |   |
|---|---------|------|---|----|---|
| 1 | 工 事 名   |      |   |    |   |
| 2 | 工 事 場 所 | あわら市 |   | 地係 |   |
| 3 | 契 約 日   |      | 年 | 月  | 日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 金    |   |    | 円 |
| 5 | 工 期     | 着 工  | 年 | 月  | 日 |
|   |         | 完 成  | 年 | 月  | 日 |

年 月 日

中間前金払に係る不認定調書

様

あわら市長

下記の工事について、次の理由により中間前払金の支払対象者に該当しないので、認定しません。

記

- |   |               |      |   |   |    |
|---|---------------|------|---|---|----|
| 1 | 工 事 名         |      |   |   |    |
| 2 | 工 事 場 所       | あわら市 |   |   | 地係 |
| 3 | 契 約 日         |      | 年 | 月 | 日  |
| 4 | 契 約 金 額       | 金    |   |   | 円  |
| 5 | 工 期           | 着 工  | 年 | 月 | 日  |
|   |               | 完 成  | 年 | 月 | 日  |
| 6 | 認 定 し な い 理 由 |      |   |   |    |

(備考)

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、あわら市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、あわら市を被告として（訴訟においてあわら市を代表する者はあわら市長となります。）提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)